

石 狩 市 住 生 活 基 本 計 画

令和2年2月 石狩市



石狩市住生活基本計画 目次

第1章 計画策定の目的と位置付け

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2
4	上位計画等の概要	3

第2章 住生活に関する現状・課題等

1	これまでの取組（現行の石狩市住生活基本計画の点検）	6
2	石狩市の現状	9
(1)	人口	9
(2)	世帯	10
(3)	住宅ストック	11
(4)	公営住宅、公的賃貸住宅	12
3	石狩市の住生活における課題	13

第3章 基本理念・基本目標及び住宅施策

1	基本理念	20
2	基本目標	22
3	住宅施策の体系	22
4	住宅施策	24
基本目標1	誰もが安心して暮らせる住まい	25
基本目標2	空家を活かした持続可能な住まい	29
基本目標3	安全で快適に暮らせる住まい	31
基本目標4	活力ある住関連産業	33
基本目標5	魅力ある持続可能な住環境	33
5	成果指標	36

第4章 計画の実現に向けて

37

第1章 計画策定の目的と位置付け

1 計画策定の背景と目的

本市では、昭和40年代の花川地区の開発以降、人口の著しい増加に対応した住宅供給や、居住環境の質向上を図るための既成市街地を中心としたまちづくり事業などの施策を推進してきました。また、平成24年3月には、「石狩市住生活基本計画」を策定し、安全で良質な住宅ストックの形成や安心して暮らせる住環境づくりなどに取り組んでいます。

このような中で、今後長期的に見込まれる人口減少や高齢社会への対応、空家の増加、地震災害への対応などの早急に取り組むべき課題や、住宅に対する市民の多様化するニーズへの対応が重要となってきており、住宅施策の見直しが必要となってきています。

一方、国では、平成18年に住宅政策の枠組みを大きく見直し、豊かな住生活の実現を掲げ、同年6月に「住生活基本法」を新たに制定し、同年9月には「住生活基本計画」を策定しました。その後、社会動向の変化に応じて5年ごとに見直しを行い、近年では平成28年3月に現在の「住生活基本計画」を策定しています。

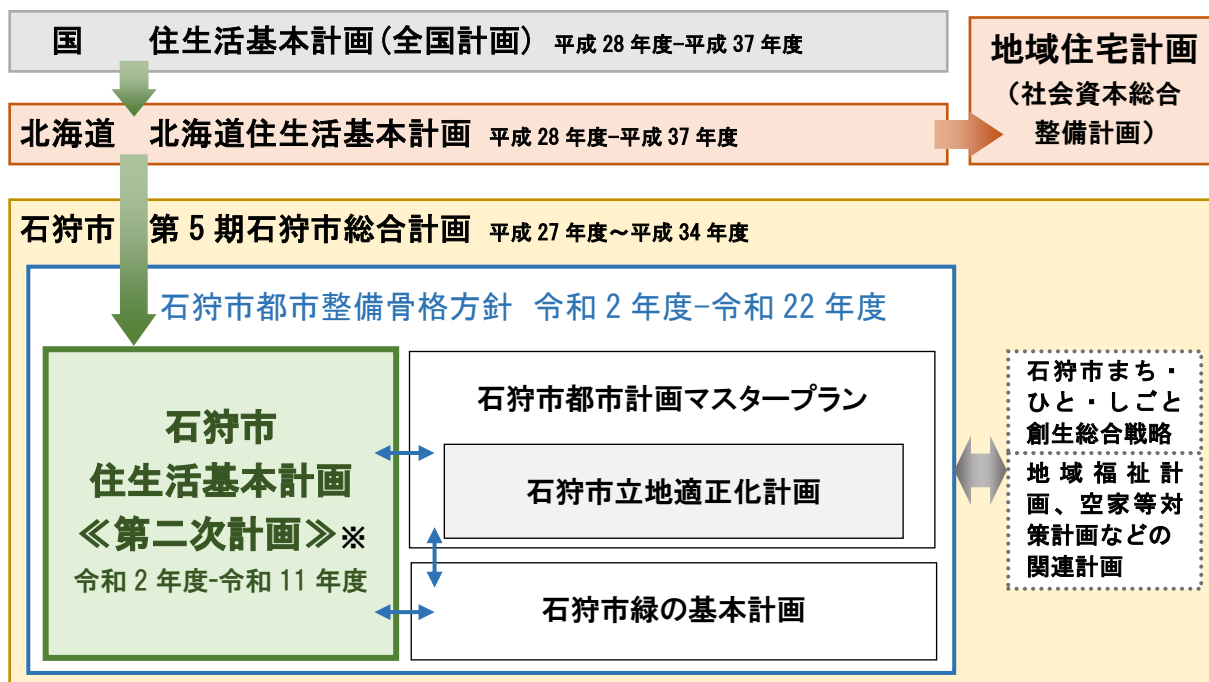
これを受けて北海道においても、平成19年2月に「北海道住生活基本計画」を策定し、5年ごとの見直しを経て、近年では平成29年3月に「北海道住生活基本計画」を策定し、安全で安心な北海道らしい住生活の実現に向けて住宅施策の目標や重点的な取組などを定め、住宅施策を推進しています。

こうした背景を踏まえ、石狩市民の豊かな住生活の実現を目指し、住生活の安定確保及び質向上の促進に関する施策を推進することを目的として、「石狩市住生活基本計画《第二次計画》」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、国の「住生活基本計画（全国計画）」や北海道の「北海道住生活基本計画」を踏まえ、本市の住宅施策に関する基本計画として策定します。

また、「第 5 期石狩市総合計画」を上位計画とし、都市・緑・住宅に関する計画を一本の計画と見立て、都市整備の方針を示す「石狩市都市整備骨格方針」において、住宅施策の方針を示す計画として位置づけられています。



※石狩市住生活基本計画の変遷

平成 15 年度～平成 23 年度	石狩市住宅マスタープラン
平成 24 年度～令和元年度	石狩市住生活基本計画
令和 2 年度～令和 11 年度	石狩市住生活基本計画《第二次計画》【本計画】

3 計画期間

本計画は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間を計画期間とします。
 なお、計画期間中において、住宅・住環境を取り巻く情勢の変化に伴い、住宅施策の変更を必要とする場合には、適宜計画の見直しを行うこととします。

(1) 住生活基本法

1) 目的（第1条）

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2) 基本理念（第3条～第6条）

第3条 現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給・建設、改良や管理

第4条 地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、住民が誇りと愛着をもつことのできる良好な居住環境の形成

第5条 民間事業者の能力の活用及び既存の住宅の有効利用を図りつつ、居住のために住宅を購入する者及び住宅の供給等に係るサービスの提供を受ける者の利益の擁護及び増進

第6条 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

3) 責務等（第7条～第10条）

第7条 国及び地方公共団体

- ・住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、実施
- ・住宅に関する技術情報の収集及び提供
- ・教育活動・広報活動等の実施

第8条 住宅関連事業者

- ・住宅の安全性その他の品質又は性能を確保するために適切に措置
- ・住宅に関する正確かつ適切な情報の提供努力

第9条 関係者相互の連携及び協力

- ・国・地方公共団体・住宅関連事業者・住民等の相互連携・協力

第10条 政府

- ・法制・財政・金融上の措置

4) 基本的施策（第11条～第14条）

第11条 住宅の品質又は性能の維持及び向上並びに住宅の管理の合理化又は適正化
（耐震改修、省エネ化、住宅の管理に関する知識の普及・情報提供等）

第12条 地域における居住環境の維持及び向上
（共同福祉・利便施設の整備、良好な景観の形成等）

第13条 住宅の供給等に係る適正な取引の確保及び住宅の流通の円滑化のための環境の
整備

（住宅関連事業者による正確かつ適切な情報提供、住宅の性能表示制度の普及等）

第14条 居住の安定の確保のために必要な住宅の供給の促進等
（公営住宅、災害復興用住宅の供給、高齢者・子育て世帯向け賃貸住宅の供給促進等）

（2）住生活基本計画（全国計画） 計画期間：平成28年度-平成37年度

1) 計画の目標と基本的な施策

① 居住者からの視点

【目標1】結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現

【目標2】高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現

【目標3】住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

② 住宅ストックからの視点

【目標4】住宅すざろくを超える新たな住宅循環システムの構築

【目標5】建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新

【目標6】急増する空家の活用・除却の推進

③ 産業・地域からの視点

【目標7】強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長

【目標8】住宅地の魅力の維持・向上

（3）北海道住生活基本計画 計画期間：平成28年度-平成37年度

1) 目標

【目標1】「安全で安心な暮らし」の創造

【目標2】「北海道らしさ」の創造

【目標3】「活力ある住宅関連産業」の創造

2) 住宅施策の方向性

① 若年世帯や子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現

② 地域で支え合い高齢者が安心して暮らせる住生活の実現

- ③ 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
- ④ 「きた住まいる」制度を活用した新たな住宅循環システムの構築
- ⑤ リフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新
- ⑥ 空家等の活用・適正管理の推進
- ⑦ 地域を支える住宅関連産業の振興
- ⑧ 魅力ある持続可能な住環境の維持・向上

3) 住宅施策における重点的な取組

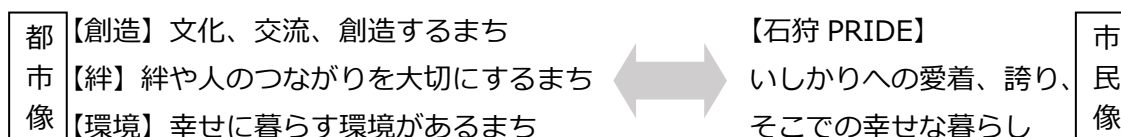
- ① 安心して子どもを生み育てることができる住まい・環境づくり
- ② 空家等を含む住宅ストックの有効活用や流通の促進
- ③ 子どもから高齢者まで誰もが地域で住み続けられる住環境や産業の形成

(4) 第5期石狩市総合計画 計画期間：平成27年度-平成34年度

1) まちづくりのミッション

30年後の『まちの持続』

2) 目指すまちの姿（将来像）



3) 戦略目標

- ① 新現役世代がいしかりで活躍する
- ② いしかりの子育て力をさらに発揮する
- ③ いしかりの資源からモノやしごとを創り出す
- ④ いろんないしかりの顔をつくる
- ⑤ いしかりが誇る人や文化を育てる

4) 基本施策（【暮らし】住環境に関連する内容を抜粋）

① 基本施策の方向性

市営住宅については、長期的な視点に立って適正な管理戸数規模の確保と老朽化による不良ストックの解消や長寿命化を計画的に進めます。

既存市街地の住環境は、耐震化の促進を図るなど、総合的な居住環境の向上に努めるとともに、少子化の進展や本格的な超高齢社会の到来により、今後ますます空家が増加する傾向にあると予想されることから、未利用宅地と併せ、市内不動産の活用を促進する方策の検討を進めます。

② 前総合計画からの課題

市営住宅の老朽化への対応

第2章 住生活に関する現状・課題等

1 これまでの取組（現行の石狩市住生活基本計画の点検）

（1）施策の点検

基本理念

「誰もが安心して心豊かに暮らせる石狩の住まいづくり」

1) 目標1 安全で良質な住宅ストックの形成

現行計画(改定前)			今後の対応
基本施策	推進施策	取組状況	【◎:継続/◇:見直し】
①住宅の品質の確保	長期優良住宅の普及促進	・長期優良住宅の認定事務の実施及び認定手続きについてホームページに掲載 ・耐震改修、空家活用助成金加算を実施	◎安心R住宅、耐震化の促進など、関連情報の提供により普及促進に向けた取組を継続
	住宅性能表示制度の普及促進		
	リフォームの促進		
②高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり	バリアフリー改修の促進	・介護福祉居宅サービスとして、住宅改修費を支給	◎在宅福祉の充実を目指し、住宅改修支援を継続 ◇ユニバーサルデザインの今後の在り方について検討
	住宅のユニバーサルデザインの普及促進		
③地震に強い住まいづくり	住宅の耐震診断、耐震改修の促進	・木造住宅の簡易耐震診断の実施、耐震診断・改修費用の助成を実施 ・応急危険度判定士の登録を推進	◎耐震改修促進計画に基づく取組（相談窓口、助成等）、応急危険度判定士の登録推進を継続
	建築物応急危険度判定士の育成		
④環境や健康に配慮した住まいづくり	省エネルギー住宅の普及促進	・低炭素建築物新築等計画、長期優良住宅の認定事務の実施及び認定手続きについてホームページに掲載 ・シックハウスについて、相談があまり見られなく、対策が概ね進んでいる ・アスベストについて、相談体制を構築	◎自然環境に配慮した住環境を目指し、認定申請の受付及び情報提供を継続 ◇自然エネルギーの利用促進、高効率エネルギーシステムの導入促進について、関連事業者や市民ニーズの動向を踏まえ、今後検討 ◇シックハウス、アスベストについて、今後の状況をみて検討
	自然エネルギーの利用促進		
	高効率エネルギーシステムの導入促進		
	シックハウスに関する相談・情報提供の推進		
	アスベスト除去に関する相談・情報提供の推進		

2) 目標2 住んでみたくなる住環境と住まいづくり

現行計画(改定前)			今後の対応
基本施策	推進施策	取組状況	【◎:継続/◇:見直し】
①地域に資する住まいづくり	空家の活用の検討	・空家活用助成を実施した他、市外から市内への通勤者に対する普及啓発を実施 ・市内にある空家・空地情報をホームページにて発信	◇空家の流通を促進させるため、不動産ネットワークと新たな事業の創設を検討 ◎空家の有効活用を目指し、空家・空地に関する情報発信方法を検討
	空家情報の発信		
②地域活性化と定住の促進	民間賃貸住宅の整備支援	・厚田、浜益における一次産業従事者向け住宅の新築費用の補助及びリフォームに要する費用の助成を実施	◇民間アパートの建設に対する補助などについて、今後の方向性を検討
③子育て世代にやさしい住環境づくり	子育て支援に配慮した市営住宅の提供	・あんしん賃貸支援事業の普及推進に係る取組を実施	◇市営住宅のほか、道営住宅、UR賃貸住宅なども含め、住宅市場全体の重層的な住宅ストックによる対応を検討
	あんしん賃貸住宅支援事業の導入検討		
④北国に適した住まいづくり	冬過ごしやすい住宅の情報提供	・屋根雪に関する注意情報等をホームページにて発信	◎冬期における安全で快適な生活、北方型住宅に関する情報提供を継続 ◇地域特性を踏まえた安心R住宅の普及促進を図る
	北方型住宅の推進		

3) 目標3 誰もが安心して暮らせる住環境

現行計画(改定前)			今後の対応
基本施策	推進施策	取組状況	【◎:継続/◇:見直し】
①低額所得世帯の居住の安定の確保	市営住宅のストックの健全化・長寿命化	・市営住宅の必要管理戸数の維持・管理を実施	◎適切な管理戸数の維持・管理を継続
	民間活力導入の検討	・PFI等の民間活力導入については、事業者、事業規模等、当市における状況では難しい	◇PFI等の民間活力導入については、今後の状況を見極めながら、方向性を検討
	住宅需要に対応した公的住宅の供給	・シルバーハウジングについては、時代背景の変化により、サービス付き高齢者住宅等民間における高齢者向けサービスの普及が促進された	◇市営住宅のほか、道営住宅、UR賃貸住宅なども含め、住宅市場全体の重層的な住宅ストックによる対応を検討
②高齢者等が暮らしやすい居住環境の形成	サービス付き高齢者向け住宅の普及促進	・市内のサービス付き高齢者向け住宅は11施設	◇サービス付き高齢者向け住宅は、今後の状況を見極めながら、方向性を検討
	あんしん賃貸支援事業の導入検討	・あんしん賃貸支援事業の普及推進に係る取組を実施	◎北海道居住支援協議会へ加盟し、セーフティネット制度も含め、今後も普及推進を図る

2 石狩市の現状

(1) 人口

本市の人口は、2005（平成 17）年以降に減少に転じ、2015（平成 27）年時点で 57,436 人となっています。今後も、人口減少が続くことが見込まれており、2015（平成 27）年から 25 年間で、人口が約 7 割となることが推計されています（図 2-1）。

人口の年齢構成をみると、65 歳未満の人口割合が減少し、65 歳以上の高齢者の割合が、2015（平成 27）年時点で 30%、2015（平成 27）年から 25 年間で 45%まで上昇することが推計されています（図 2-2）。

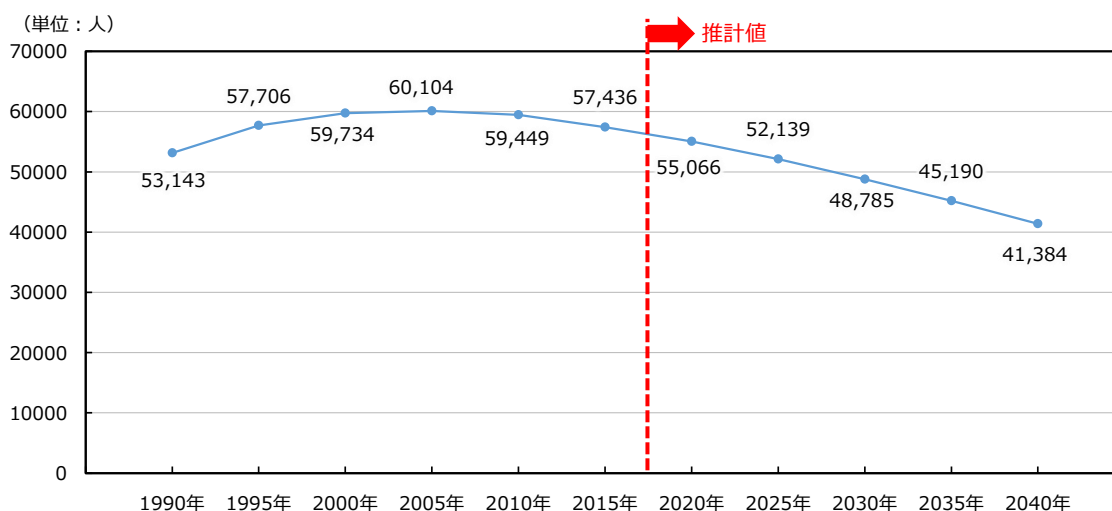


図 2-1 人口の推移

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

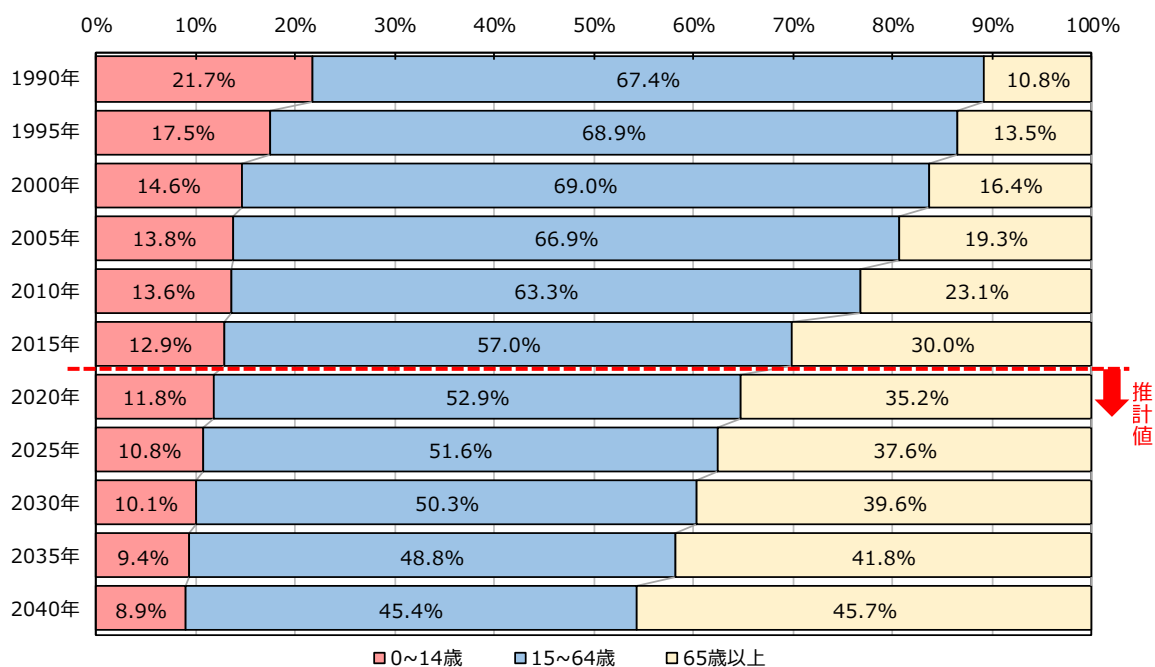


図 2-2 年齢別人口比率の推移

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

(2) 世帯

本市の世帯数は、1990（平成 2）年以降増加しており、2015（平成 27）年時点で 22,562 世帯となっています。2025 年以降は減少していくことが見込まれており、2015（平成 27 年）から 25 年間で、世帯数は約 8 割となることが推計されています（図 2-3）。

一方で、1 世帯当たり世帯人員数は、1990（平成 2）年以降減少しており、2015（平成 27）年時点で 2.54 人/世帯となっています（図 2-4）。

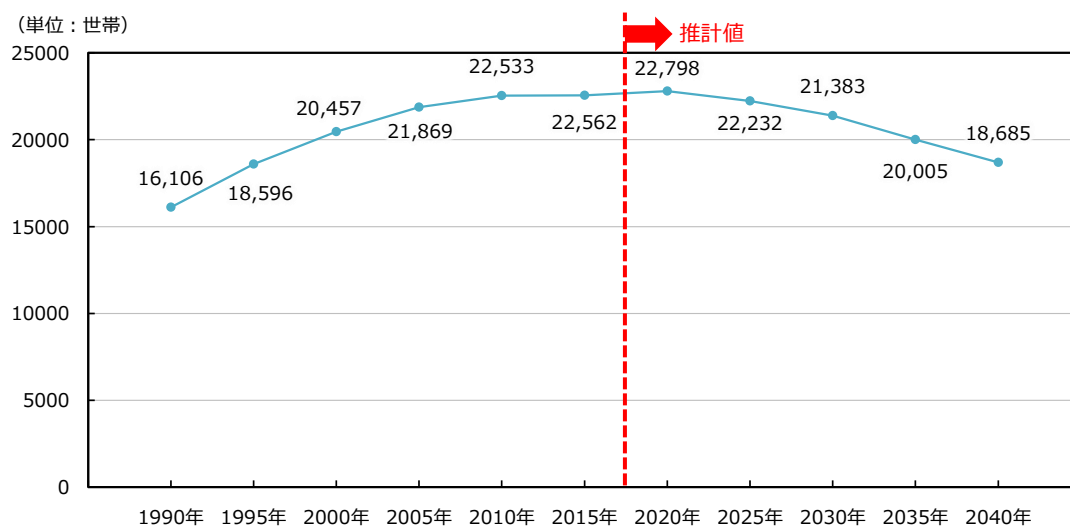


図 2-3 世帯数の推移

資料：国勢調査、国土交通省プログラム

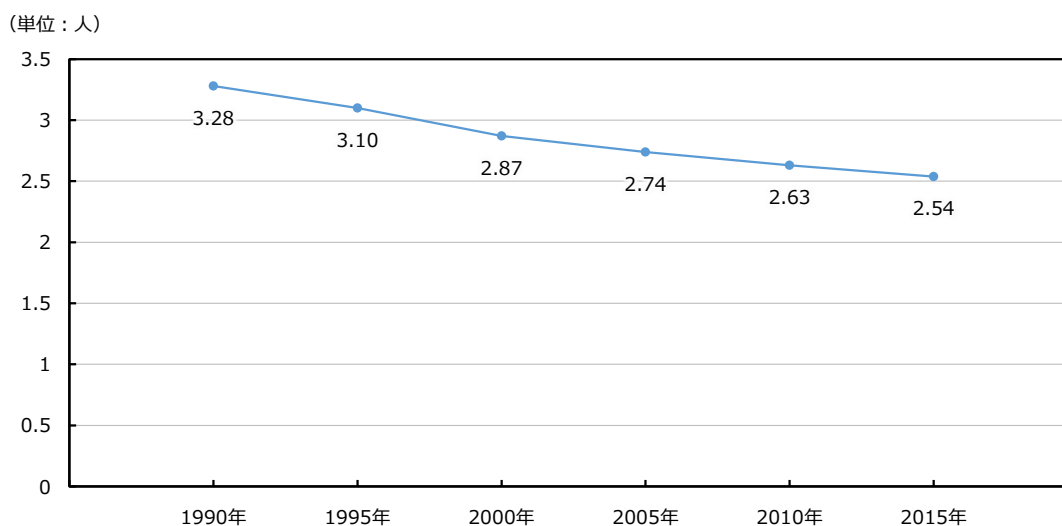


図 2-4 1 世帯当たり世帯人員数の推移

資料：国勢調査

(3) 住宅ストック

本市の住居について、所有関係別世帯数の推移をみると、持ち家は横ばい、公営・都市再生機構・公社の借家は微減、民営の借家は微増傾向となっており、2015（平成 27）年時点で持ち家が 77.4%、公営・都市再生機構・公社の借家が 5.2%、民営の借家が 13.5%となっています。北海道と比較すると、本市は持ち家の比率が高く、民営の借家の比率が低い傾向となっています（図 2-5）。

また、近年増加がみられるサービス付き高齢者向け住宅は、本市では現在、11 件 423 戸が登録されており、北海道における将来の目標登録戸数は将来世帯数の約 1.1%（2025 年目標 27,000 戸、2025 年世帯数 2,384,223 世帯）であるのに対し、本市では、既に 1.9%（423 戸、2025 年世帯数 22,232 世帯）となっているため、一定程度の供給がなされていると考えられます。

本市の空家の状況をみると、空き家率は 2018（平成 30）年時点で 10.7%となっており、全国（13.6%）、北海道（13.5%）と比べると低いものの、近年は増加傾向となっています（図 2-6）。

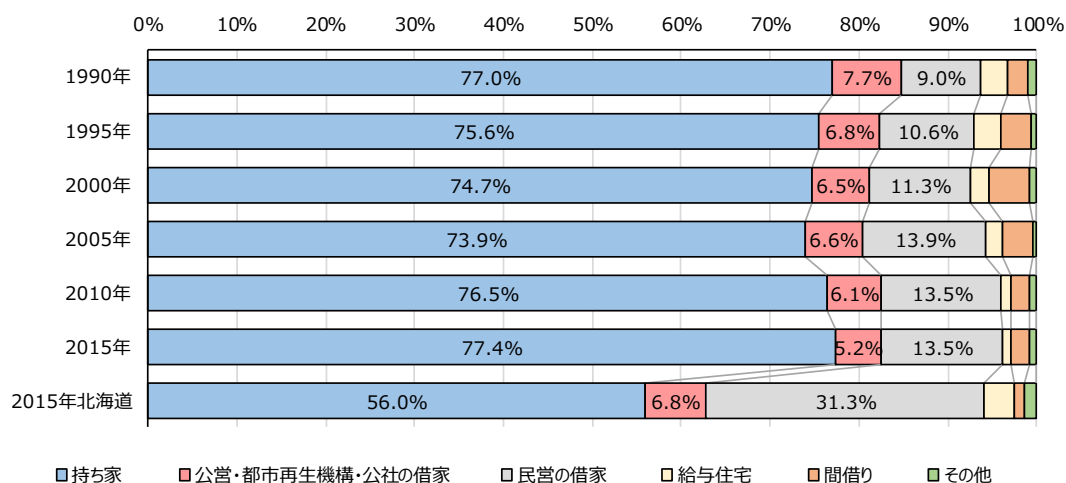


図 2-5 所有関係別世帯比率の推移

資料：国勢調査

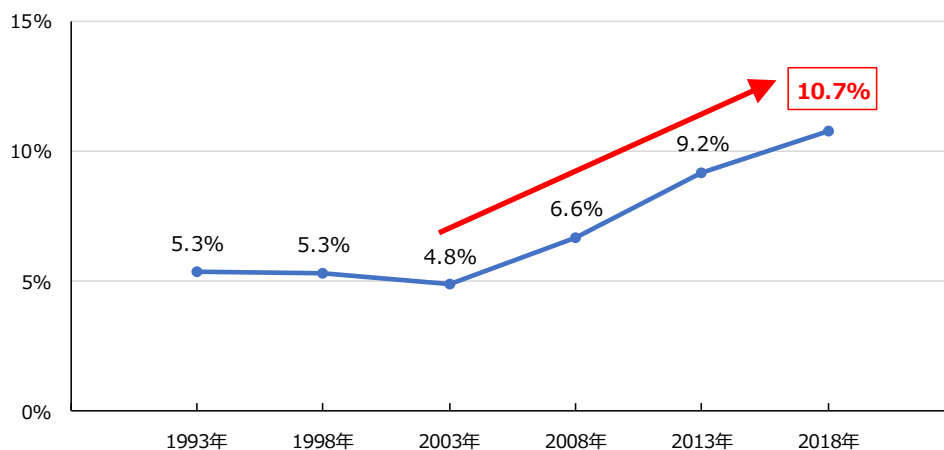


図 2-6 空家率の推移

資料：住宅・土地統計調査

(4) 公営住宅、公的賃貸住宅

本市の公的賃貸住宅は、公営住宅が 21 団地 401 戸、単身者住宅が 3 団地 24 戸、道営住宅が 4 団地 527 戸、UR 賃貸住宅が 1 団地 430 戸となっており、市が管理する市営住宅（公営住宅と単身者住宅の合計）は 2019（令和元）年時点で 24 団地 425 戸となっています。

また、市営住宅については、昭和 30～40 年代に建設され老朽化が進んでいるものが多い傾向となっています。

表 2-1 公的賃貸住宅一覧

■市営住宅

団地名	地区	建設年度	築年数(年)	棟数(棟)	戸数(戸)	政策空家 (戸)※ 1	使用可能 戸数(戸)
南花川	花川	S45～S47	47～49	18	71	37	34
花川		H12～H14	17～19	2	54	0	54
船場	親船	S57～H04	27～37	4	10	0	10
はまなす		S46～S59	35～48	13	50	0	50
柏西		S45	49	4	16	16	0
親船		S57～S60	34～37	6	19	0	19
柏東		S39～S44	50～55	8	32	32	0
本町		H16	15	1	27	0	27
八幡		S51～S52	42～43	5	18	0	18
厚田東	厚田	S38	56	2	4	4	0
厚田南		H18	13	1	8	0	8
厚田中央		S47	47	3	12	0	12
別狩		S53	41	2	8	0	8
別狩東		S54	40	2	8	0	8
別狩第 2		S55	39	1	6	0	6
新別狩東		H15～H17	14～16	4	24	0	24
望来北		S47	47	1	4	4	0
望来東		S54～S56	38～40	3	12	0	12
望来南		H07	24	1	6	0	6
若葉	浜益	S56～S57	37～38	2	8	0	8
青葉		H10	21	1	4	0	4
計				84	401	93	308

■道営住宅

団地名	地区	建設年度	築年数(年)	棟数(棟)	戸数(戸)
花畔	花川	S58～H02	29～36	15	300
グリーンコート花川		H04～H05	26～27	4	78
センターコート花川		H09～H12	19～22	5	77
樽川北	樽川	H13～H15	16～18	4	72
計				28	527

■単身者住宅

団地名	地区	建設年度	築年数(年)	棟数(棟)	戸数(戸)
クリーンリバーあつた 9 3	厚田	H05	26	1	8
シーサイドもうらい 9 8		H10	21	1	8
リバーサイドべつかり 9 9		H11	20	1	8
計				3	24

■UR 賃貸住宅

団地名	地区	建設年度	築年数(年)	棟数(棟)	戸数(戸)
花川中央	花川	S53～S58	36～41	18	430

※ 1 政策空家とは、将来の建替えに備えて政策的に空家としている住戸

3 石狩市の住生活における課題

本市の現状をふまえ、本計画において取り組むべき課題を以下のように整理します。

課題1 少子高齢化に対応し、誰もが安心して暮らせる住まいの確保

少子高齢化が全国的に進むなか、本市においても同様の傾向が見られており、今後は、超少子高齢社会となることが想定されます（図2-7）。

少子化が進むことにより、人口減少が加速することが想定されるため、今後は、若年世帯が本市に移住・定住しやすい仕組みづくりを進め、若年世帯の定住を促進する必要があります。

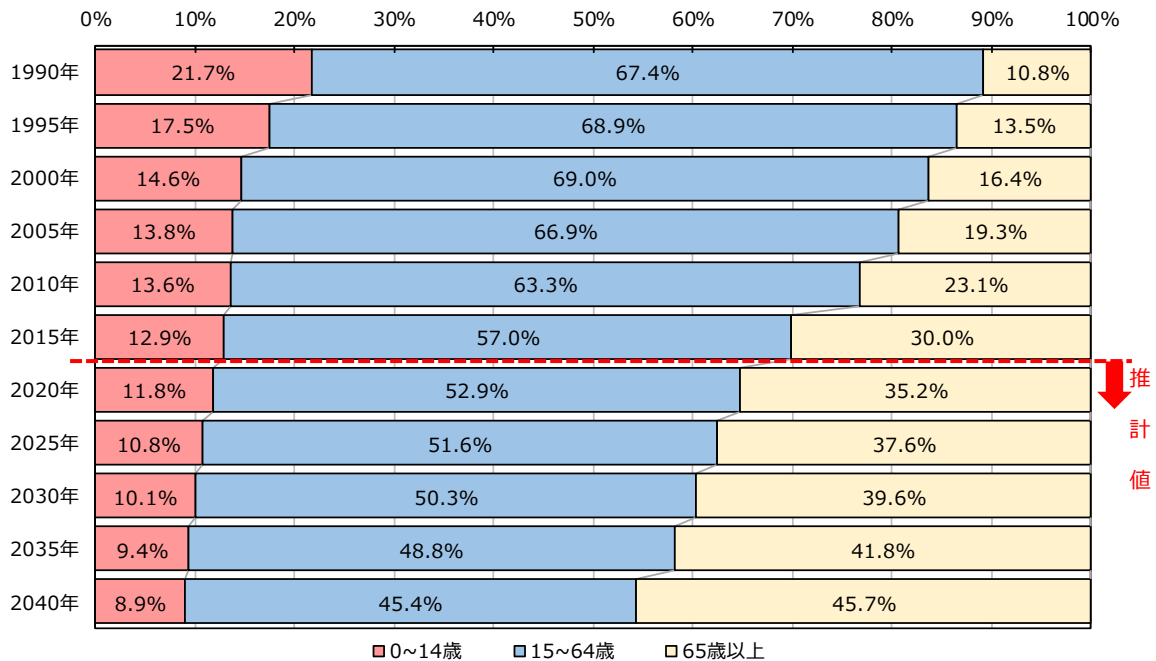


図2-7 年齢別人口構成比の推移

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

また、高齢化の進行により、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯など的高齢者世帯が増加するなか、2018（平成 30）年時点では、高齢者等のための設備がある住宅は住宅総数の約半数にとどまっています（図 2-8、2-9）。

そのため、今後は、高齢者が在宅で長く暮らせる環境づくりにより、高齢になっても安心して暮らし続けられる住まいづくりが必要です。

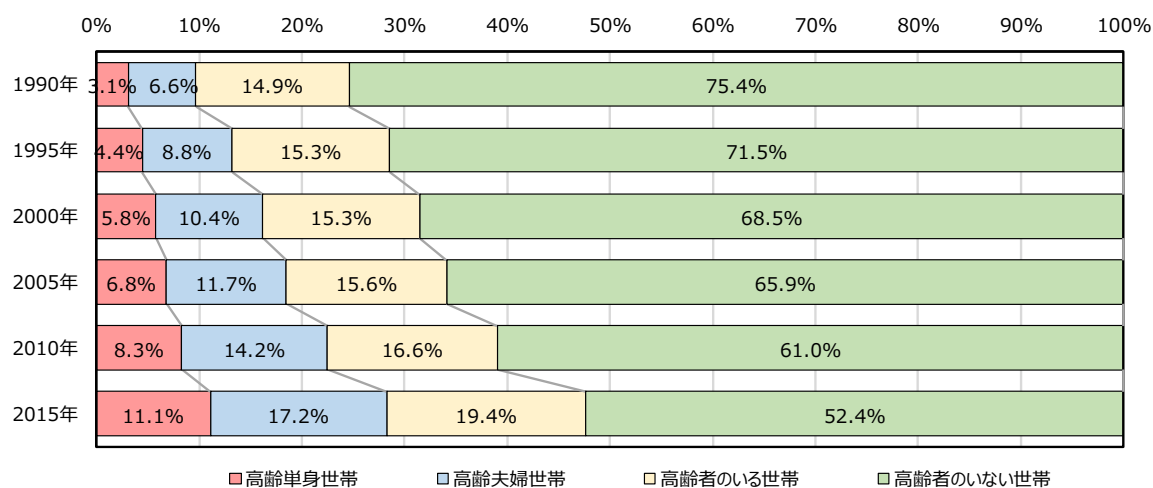
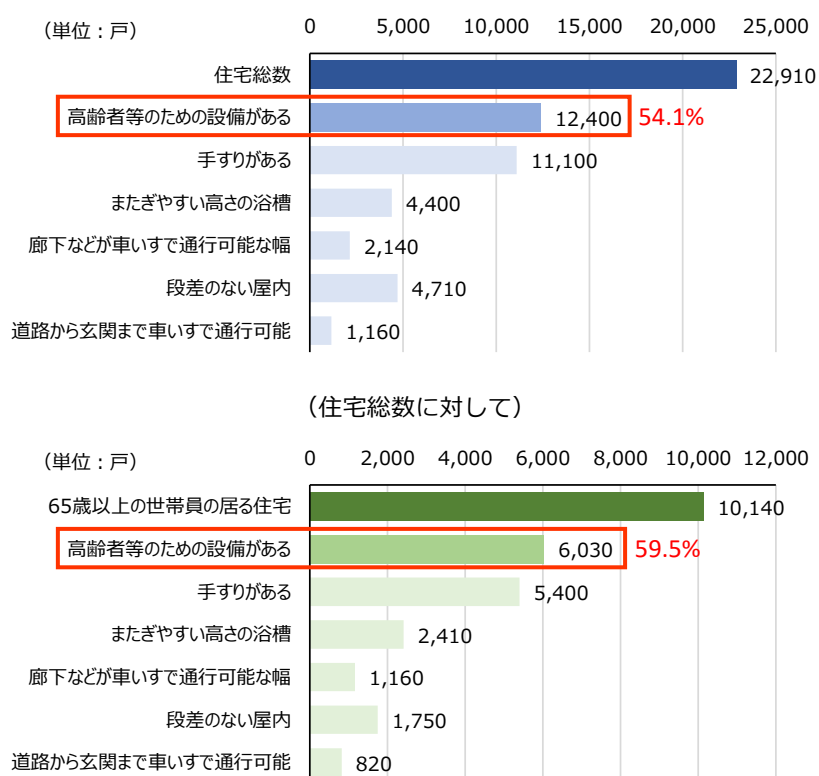


図 2-8 高齢者世帯の世帯構成別比率の推移

資料：国勢調査



(65歳以上の世帯員のいる住宅に対して)

図 2-9 高齢者のための設備がある住宅数

資料：住宅・土地統計調査

本市が管理する市営住宅については、約 4 割が昭和 40 年代以前に建設されたものであり、老朽化の進行が著しく、維持管理が困難となってきました（図 2-10）。本市のまちづくりの方向性として、立地適正化計画に定められた居住誘導区域を中心としたコンパクトなまちづくりを目指していることから、今後は、老朽化が著しい住宅のうち、居住誘導区域外に立地する住宅については、需要を把握しながら用途廃止も視野に入れた検討を行うほか、建物が健全に維持できる見込みがある住宅については、改善や計画的な修繕などにより、建物を長く維持する必要があります。

このような状況をふまえ、まちづくりの方向性を踏まえた市営住宅の計画的な更新、維持管理を図り、高齢者世帯などの住宅確保要配慮者が安定的に住宅を確保できる環境づくりなど、誰もが安心して暮らせる住まいの確保が必要となっています。

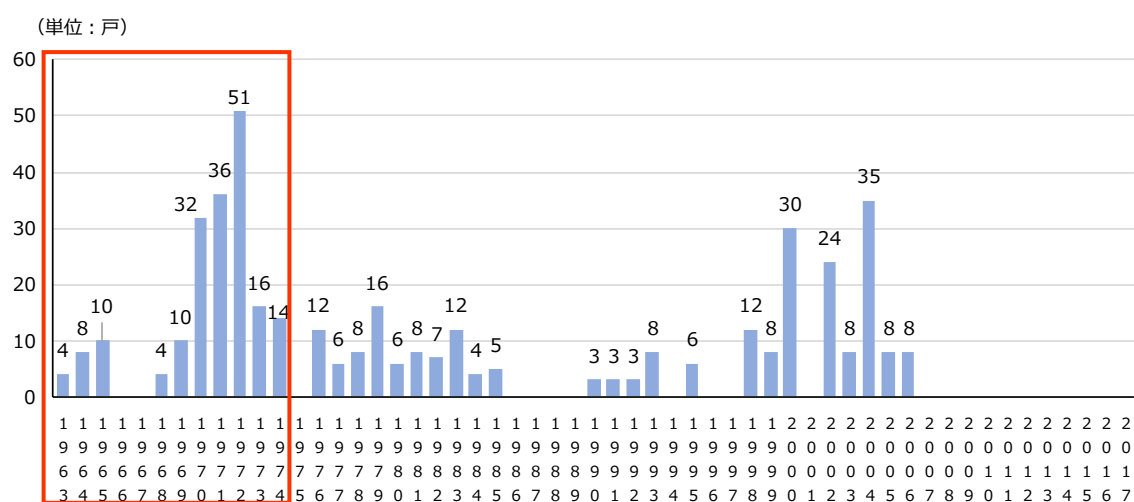


図 2-10 市営住宅の建築年別供給戸数

課題2 増加する空家の対応

本市の空家率は増加しており、空家の腐朽・破損状況についてみると、2018（平成 30）年時点では、一戸建ての 28.0%、長屋建・共同住宅・その他の 11.5%で、外壁や基礎など建物の主要部分に腐朽・破損がみられています（図 2-11、2-12）。

今後も人口減少等に伴い、空家の増加が続くことが想定されるため、長期間にわたり適切な管理が行われない場合、屋根材の飛散や外壁材の落下などの安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害などの問題が生じ、地域の生活環境に深刻な影響を及ぼす懸念があることから、空家の流通促進など、空家に対する適切な処置を実施していくことが必要となっています。

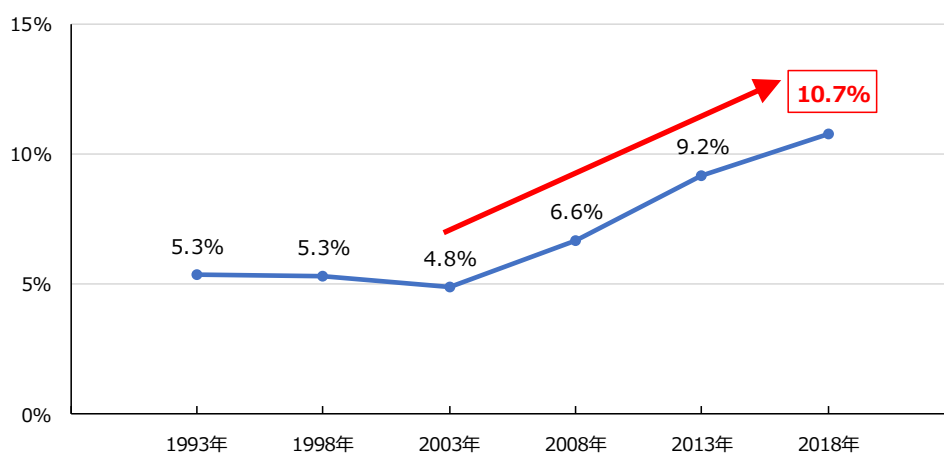


図 2-11 空家率の推移

資料：住宅・土地統計調査

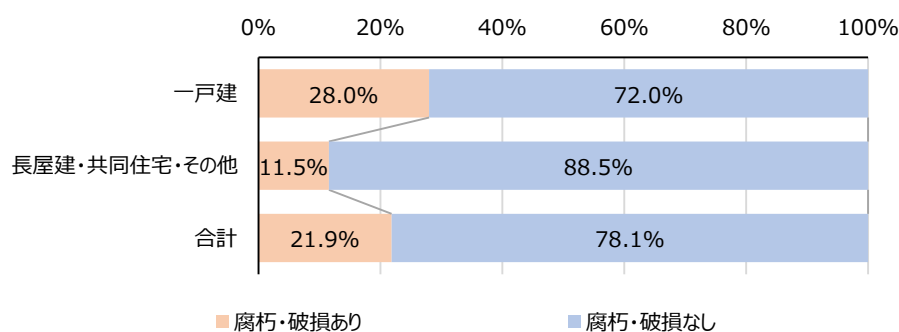


図 2-12 空家の腐朽・破損状況

資料：住宅・土地統計調査

課題3 安全で良質な住宅の供給

近年、東日本大震災（2011（平成 23）年）などの大規模な地震災害が全国各地で頻発し、北海道においても胆振東部地震（2018（平成 30）年）が発生しました。1981（昭和 56）年以前に建築された旧耐震基準の住宅は、新耐震基準の住宅と比べて被害が多い傾向にあることから、住宅の耐震化が重要な課題となっています。

本市においては、2016（平成 28）年時点で 13.9%が耐震性を確認できない住宅となっており、北海道全体の割合とほぼ同様の傾向となっています。今後は、これらの住宅の耐震化を促すほか、安全で良質な住宅の流通を促進し、安心して暮らせる居住環境を形成していくことも重要です（図 2-13、2-14）。

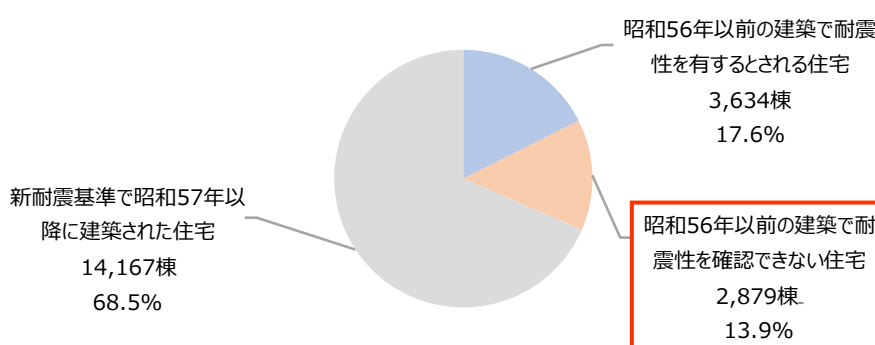


図 2-13 住宅の耐震化の状況（石狩市）

資料：石狩市耐震改修促進計画（平成 29 年 4 月改定）

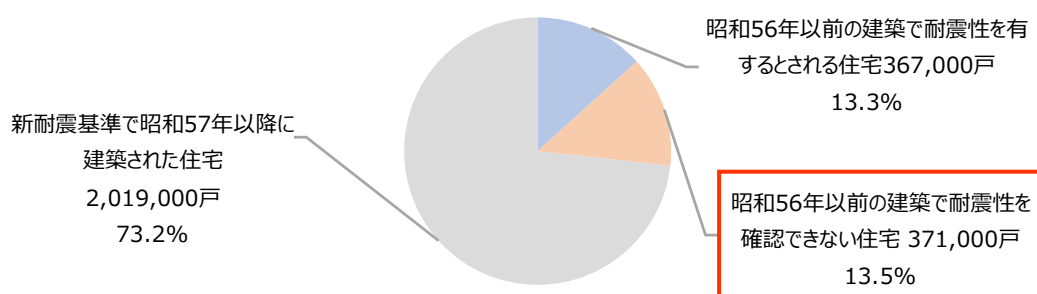


図 2-14 住宅の耐震化の状況（北海道）

資料：北海道耐震改修促進計画（平成 28 年 5 月）

課題4 人口減少に対応し地域特性を活かした 持続可能な住環境づくり

人口減少が全国的に進んでいるなか、本市においても、全国を上回るペースで人口減少が進み、今後も長期的な減少が想定され、10年後には5万人以下となる推計も示されています(図2-15)。

人口動態を見ると、社会減はそれほど多くみられませんが、自然減が年々増加しています(図2-16、2-17)。

また、世帯数は現在まで増加傾向が続いていますが、今後は減少することも予測されます(図2-18)。

今後は、本市の自然環境や産業などの地域特性を活かしながら、移住定住を促進するとともに、魅力ある持続可能な居住環境の形成、住宅関連産業の活性化など、人口が減少しても安心していきいきと暮らせる居住環境を目指す必要があります。

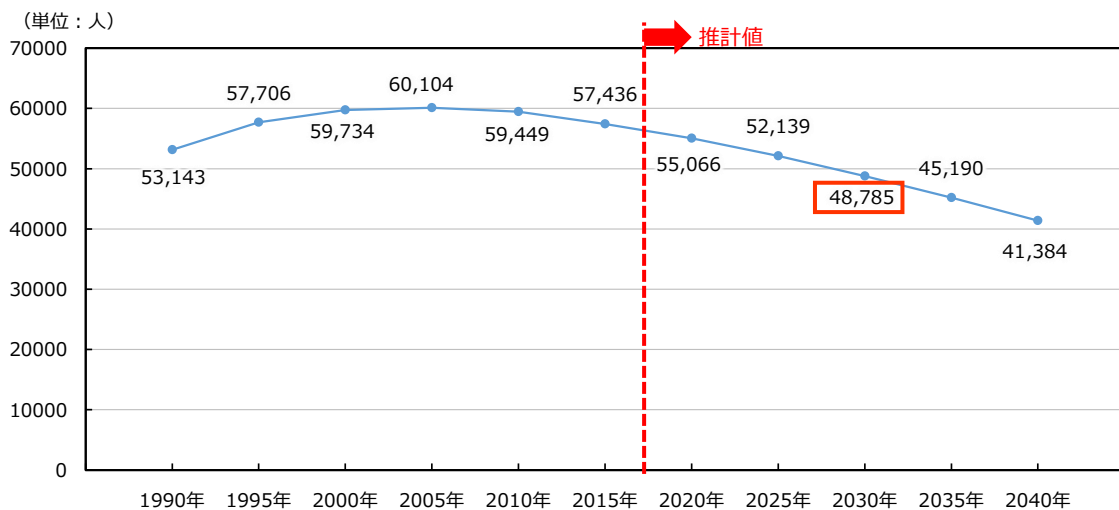


図2-15 人口の推移

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

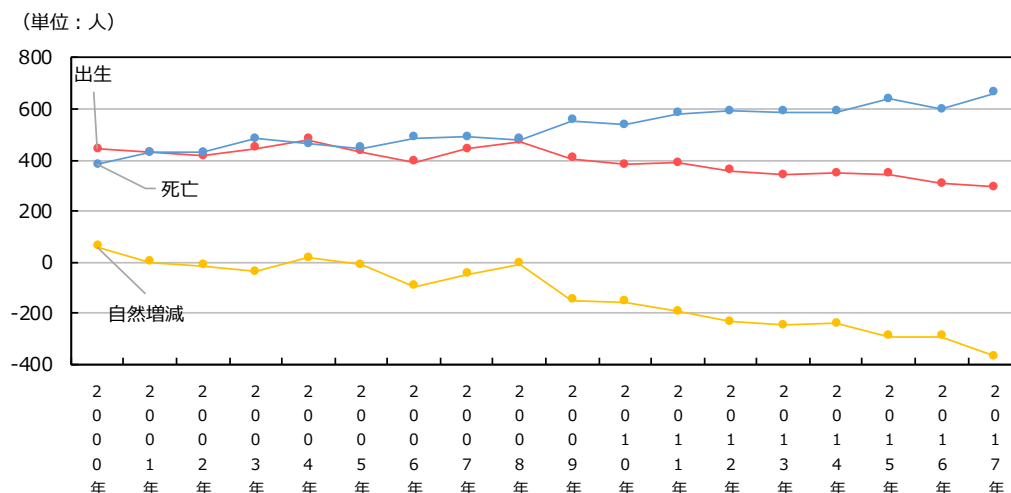


図2-16 人口動態(自然増減)

資料：住民基本台帳

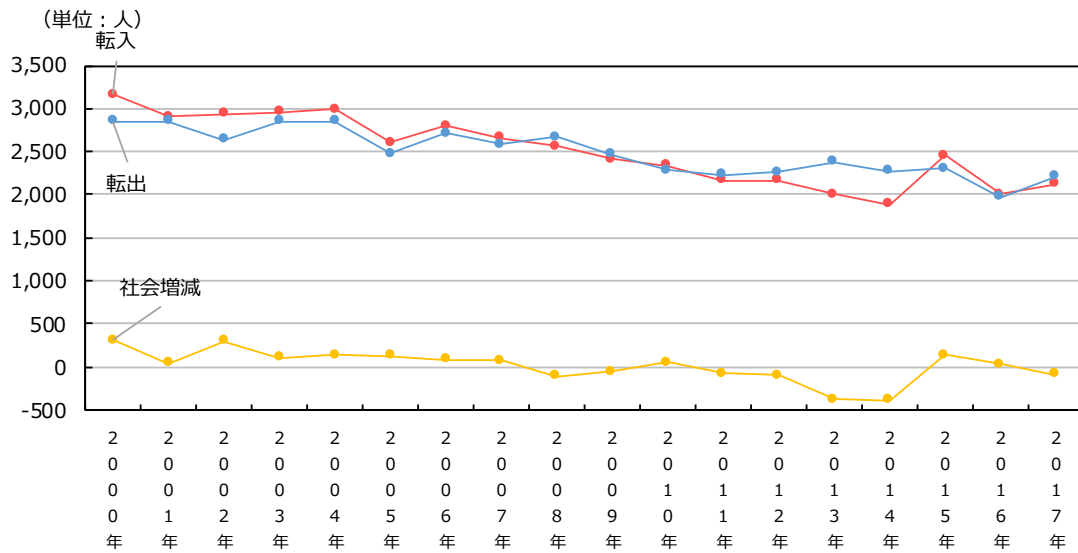


図 2-17 人口動態（社会増減）

資料：住民基本台帳

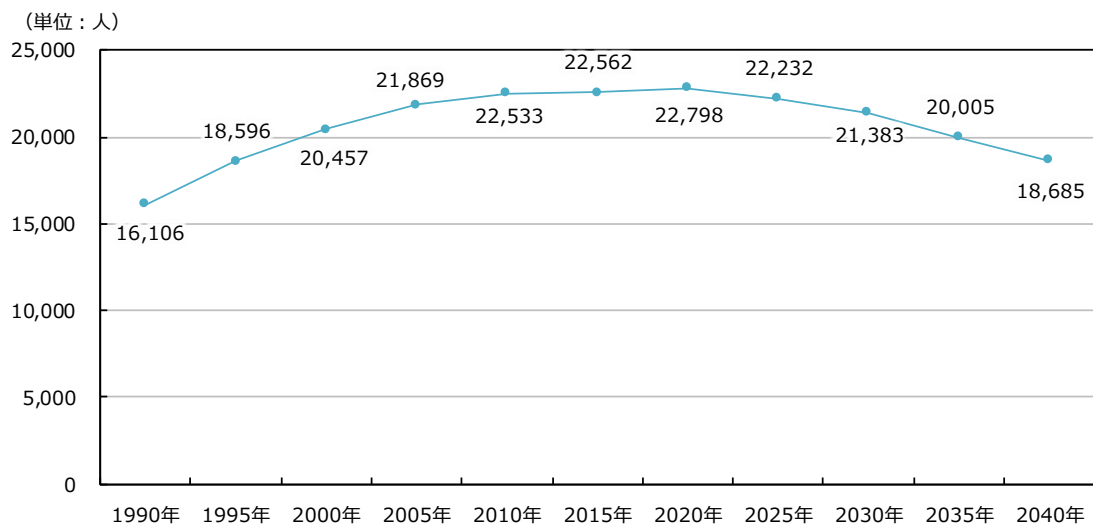


図 2-18 世帯数の推移

資料：国勢調査

第3章 基本理念・基本目標及び住宅施策

石狩市が目指すべき住まいの将来像として「基本理念」を設定します。また、基本理念を実現するために達成すべき目標として「基本目標」を設定し、計画的に住まいづくりを進めていきます。

1 基本理念

住宅は、人々が暮らし、憩い、安らぐことのできるかけがえのない空間であるとともに、家族や地域とのコミュニティ活動により健全で豊かな人間性を育む拠点として、地域社会を形成する上で最も基礎的かつ重要な社会生活の基盤です。

「石狩市に住みたい」「石狩市に住みたい」と思える魅力的なまちであり続けるためには、基盤となる住まいや住環境の整備に取り組む必要があります。

このことから、『「住みたい」「住みたい」と思える石狩の住生活』を基本理念とし、地域の特性を踏まえ、活かしながら、誰もが安心して、安全で快適に暮らせる住まいと住環境づくりに取り組んでいきます。

基本
理念

**「住みたい」「住みたい」と思える
石狩の住生活**

2 基本目標

【基本目標 1】誰もが安心して暮らせる住まい

若い世代が石狩市に「住み続けたい」「住みたい」と思える住環境づくりを目指します。

また、高齢になっても自宅で安心して住み続けられる居住環境の形成を図るとともに、誰もが安心して暮らせる住生活を目指します。

【基本目標 2】空家を活かした持続可能な住まい

人口減少にともない増加する空家を適切に管理し、活かしながら持続可能な住まいづくりを目指します。

【基本目標 3】安全で快適に暮らせる住まい

災害時に備え、誰もが安心して暮らせる、安全で質の高い住宅の供給を図ります。

また、長く住み続けられる住まいの普及と既存住宅の流通促進を目指します。

【基本目標 4】活力ある住関連産業

住宅の安全性確保や質の向上、空家の除却や活用、冬期における雪対策等の住生活に関する取組を通じ、誰もが安心し、安全に快適に暮らせる石狩市の住生活を支える住関連産業の活性化を図ります。

【基本目標 5】魅力ある持続可能な住環境

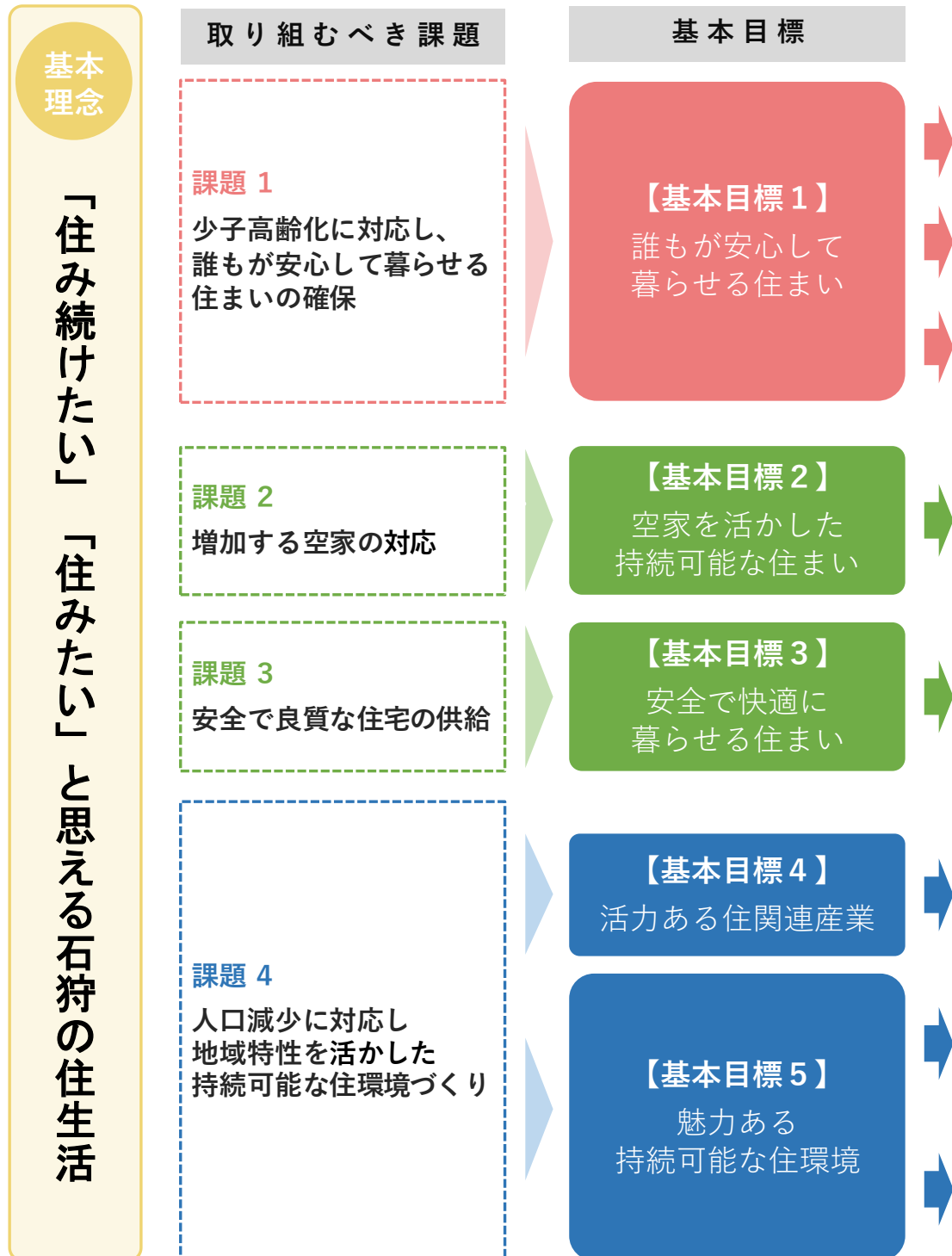
若い世代の移住、定住の促進を目指すとともに、一次産業従事者の担い手確保に向けた支援を図ります。

また、石狩市の特性や今後のまちづくりの方向性を踏まえ、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に定めた居住誘導区域への居住誘導を図るとともに、災害時に備え防災知識の向上及び意識啓発を図ります。

さらに、冬期降雪時においても安全で快適に暮らせる住まいづくりを目指します。

3 住宅施策の体系

「基本目標」を達成するための取組の方向性を「基本方針」とします。また、各基本方針に基づく「推進施策」を設定し、これらの施策を計画的に取り組むことで、基本理念である『「住み続けたい」「住みたい」と思える石狩の住生活』の実現を目指します。



基本方針	推進施策
[基本方針①] 若年世帯が石狩に住みたくなる 仕組みづくり	 ・結婚新生活支援事業 ・移住定住促進関連事業 （空家活用助成、ワンストップ 相談窓口の設置など）
[基本方針②] 在宅福祉が充実する住環境づくり	 ・住宅改修費の支援（介護居宅サービス） ・間口除雪への支援や除雪機貸与（在宅福祉サービス）
[基本方針③] 住宅確保要配慮者の居住の 安定確保	 ・住宅セーフティネット制度の普及 ・低所得者への市営住宅の供給や管理
[基本方針④] 空家の対応	 ・空家情報の発信 ・居住環境改善事業 ・移住定住促進関連事業【再掲】 （空家活用助成、ワンストップ 相談窓口の設置など）
[基本方針⑤] 住宅の安全性と質の向上	 ・耐震改修への啓発、普及、補助 ・長期優良住宅の普及促進 ・建築物応急危険度判定士の登録推進 ・安心R住宅の普及促進 ・居住環境改善事業【再掲】
[基本方針⑥] 地域を支える住生活関連産業の 活性化	 ・耐震改修への啓発、普及、補助【再掲】 ・長期優良住宅の普及促進【再掲】 ・住宅地に関連する消融雪機器設置費に対する貸付 ・居住環境改善事業【再掲】 ・移住定住促進関連事業【再掲】 （空家活用助成、ワンストップ相談窓口の設置など）
[基本方針⑦] 移住、定住の促進	 ・結婚新生活支援事業【再掲】 ・移住定住促進関連事業【再掲】 （空家活用助成、ワンストップ 相談窓口の設置など） ・農漁業担い手支援事業
[基本方針⑧] 地域特性を踏まえた 暮らしやすい住環境の形成	 ・居住誘導区域への誘導・集約 ・地域環境の把握及び状況提供 ・ハザードマップの提供、市民の防災知識の向上 ・住宅地に関連する消融雪機器設置費に対する貸付【再掲】 ・屋根雪に関する注意喚起情報の提供 ・居住環境改善事業【再掲】

4 住宅施策

【基本目標1】誰もが安心して暮らせる住まい

基本方針① 若年世帯が石狩に住みたくなる仕組みづくり

若い世代の移住や定住を促進するため、若年世帯が市内で安心した生活をスタートできるよう、婚姻に伴う住居費や引っ越し費用などを助成するほか、移住や定住に関する相談をワンストップで対応する窓口の有効活用を図ります。

＜推進施策＞

ア) 結婚新生活支援事業

若い世帯が市内で安心した生活をスタートできるよう、婚姻に伴う住居費や引っ越し費用などの助成を推進します。



イ) 移住定住促進関連事業（空家活用助成、ワンストップ相談窓口の設置など）

移住や定住に関する相談をワンストップで対応する窓口の有効活用を図るほか、石狩湾新港地域に立地する民間事業者への情報提供や、全国で開催される移住・定住関連の合同説明会への出展等の取組を進めます。

※空家活用助成については、P 30 参照

基本方針② 在宅福祉が充実する住環境づくり

高齢や介護が必要な状態になっても自宅で安心して住み続けられる居住環境を形成するため、介護保険における介護居宅サービス及び在宅福祉サービスを適切に運用します。

＜推進施策＞

ア) 住宅改修費の支援

介護保険における介護居宅サービスとして、自宅の手すり取り付けや段差の解消など、小規模な改修費用の一部を支給し、住宅のバリアフリー化を支援します。



イ) 間口除雪への支援や除雪機貸与

除雪が困難な高齢者や重度身体障がい者等を対象に、冬期間における生活路の確保に向け、玄関先から公道までの除雪支援や町内会等へ除雪機の貸与を行います。



基本方針③ 住宅確保要配慮者の居住の安定確保

今後の超高齢社会において、高齢者などの住宅確保に配慮が必要な市民の需要に対応するためには、市営住宅だけではなく、道営住宅、公的賃貸住宅(UR賃貸住宅)や民間住宅も含めた様々な住宅市場全体で重層的な住宅ストックによりカバーしていく必要があります。そうしたうえで、市営住宅については、低所得者世帯の動向を踏まえ管理戸数の適正化を図ります。

国の推進する住宅セーフティネット制度の普及については、更なる制度の周知及び、福祉分野との連携が求められます。

<推進施策>

ア) 住宅セーフティネット制度の普及

住宅確保に配慮が必要な市民の需要に対応するため、石狩市では、市営住宅だけではなく、道営住宅、公的賃貸住宅(UR賃貸住宅)や民間住宅も含めた様々な住宅市場全体で重層的な住宅ストックによりカバーする住宅セーフティネット制度の普及を図ります。

また、国の推進する住宅セーフティネット制度の普及にあたっては、更なる制度の周知及び、福祉分野との連携が求められます。



図 3-1 住宅セーフティネット制度のイメージ図

●住宅の役割と方針

A) 公営住宅

a) 市営住宅

住宅確保に配慮が必要な市民のうち、特に低所得者世帯向けの住宅供給を適切に行う役割を担っており、低所得者世帯の動向及び公的賃貸住宅や民間賃貸住宅等の動向を踏まえ管理戸数の適正化を図ります。

b) 道営住宅

「北海道住生活基本計画（平成28年度～平成37年度）」の中で、市町村を補完する立場から、ストックを有効活用しながら公営住宅の建替や改善を進め、地域の住宅ストックの居住水準の向上や、地域における住宅施策を後押しする重要な役割を担うとしています。

B) 公的賃貸住宅

a) 単身者住宅

住宅確保に配慮が必要な市民のうち、特に厚田地区における単身者向けの住宅供給を適切に行う役割を担っており、単身者世帯の動向を踏まえ管理戸数の適正化を図ります。

b) UR賃貸住宅

「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」の中で、花川中央団地はストック再生の実施により地域及び団地ごとの特性に応じた多様な活用を行う団地として方向性が示されています。団地周辺は、商業・文化活動などが充実した広域的な生活拠点でもあるため、総合的なまちづくりの視点から相互に連携して検討していきます。

C) 民間賃貸住宅

市営住宅の家賃価格帯と同程度でかつ新耐震基準の耐震性を有する民間賃貸住宅は、公営住宅及び公的賃貸住宅を補完することが期待されます。

イ) 低所得者への市営住宅の供給や管理

市営住宅については、低所得者世帯の動向を踏まえ管理戸数の適正化を図ります。

●市営住宅の目標管理戸数

本市の市営住宅について、今後の目標管理戸数を以下のように設定します。

A) 目標管理戸数設定の考え方

市営住宅の目標管理戸数は、将来の人口推計および世帯推計から、公営住宅等長寿命化計画策定指針で定められた国土交通省のストック推計プログラムを用いて算出し、低所得者の住宅不足を緩和するために必要な戸数を設定します。

設定にあたっては、市内の道営住宅や公的賃貸住宅（UR賃貸住宅）、更には、低価格帯の家賃で供給されている民間賃貸住宅などの住宅事情を考慮しています。

a) 人口推計（都市整備骨格方針と整合：社人研の推計人口を使用）

b) 世帯数推計（国土交通省の推計プログラムにより推計）

c) 将来のストック量（著しい困窮年収未満の世帯数）

※推計（国土交通省推計プログラムにより算出される推計）⇒上限値を採用

d) 公営住宅以外の公的住宅の推計

・道営住宅、石狩市が所有する単身者住宅、UR賃貸住宅の管理戸数を推計
⇒現在の管理戸数に変更なし

e) 活用可能な民間賃貸住宅の推計

・昭和 56 年以降の建築（新耐震基準）、公営住宅相当の家賃水準の住宅数を推計
⇒家賃水準は、市営住宅の家賃算定により検討し、1～3 人世帯 2 万円以下、4 人以上世帯 2.5 万円以下と設定

・賃貸用の空家数を推計

f) c)から d)、e)の住宅数を差し引き、残りの戸数を公営住宅の目標管理戸数として設定

B) 目標管理戸数の設定

上記 A) に示した考え方により、2030 年度、2040 年度における目標管理戸数については、現在管理している市営住宅 401 戸に対し、以下のように設定します。

2030 年 約 350 戸 2040 年 約 320 戸

表 3-1 市営住宅の目標管理戸数の推計

時期【年度】			現状値	推計値		備考	
			2019	2030	2040		
			R1	R12	R22		
人口【人】			55,540	48,785	41,384	2018年 社人研推計 ※2019年人口は推計値から算出	A
一般世帯数【世帯】			22,750	21,383	18,685	国土交通省推計プログラムにより推計	B
			B1	B2	B3		
ストック推計結果（著しい困窮年収未満世帯数）【世帯】			1,309	1,442	1,396	国土交通省推計プログラムにより推計	C
対応 【戸】	公営住宅	市営	401	351	318	目標管理戸数	D
		道営	527	527	527	現状維持	E
		小計	928	878	845	-	F
	低家賃かつ一定の質が 確保された公的住宅	単身者住宅	24	24	24	現状維持	G
		UR賃貸住宅	430	430	430	現状維持	H
		小計	454	454	454	-	I
	低家賃かつ一定の質が 確保された民間賃貸住宅	民間賃貸住宅	82	77	68	市営住宅の家賃価格帯と同程度の住宅 及び新耐震基準の住宅を算出($O \times P \times N$)	J
		賃貸用の空き家	35	33	29	民営借家（賃貸用住宅）に対する空き家率から算出 ($J \times Q / (1 - Q)$)	K
		小計	117	110	97	-	L
	合計		1,499	1,442	1,396	-	M=C

民間賃貸住宅 3,130 2,942 2,571 世帯数減少率による推計(N2とN3はBの比率により推計)
(住宅・土地統計調査より) N1(統計値) N2(推計値) N3(推計値)

空き家率(Q) 30.0% 賃貸住宅の空家の割合 (住宅・土地統計調査より推計)

面積・家賃(O) 3.8% 低家賃住宅の割合 (住宅・土地統計調査より推計)

S56年以降(P) 68.7% 耐震性を備えた住宅の割合 (住宅・土地統計調査より推計)

【基本目標2】空家を活かした持続可能な住まい

基本方針④ 空家の対応

全国的な空家の増加にともない、周辺の居住環境への悪影響が懸念されます。そのため、不適正管理住宅を早期に解消し、耐震化が図られていない住宅について耐震化を促進する観点から、空家の適切な除却及び改修を促し、良質な住宅の流通促進と安全で快適な住環境づくりを進めます。また、空家に関する情報について、「北海道空家情報バンク」などの既存の仕組みとも連携し、積極的に情報提供を行います。

<推進施策>

ア) 空家情報の発信

市内にある空家や空地に関する情報について、「北海道空家情報バンク」や「石狩市不動産ネットワーク」など既存の仕組みと連携し、市のホームページ等を通じて情報提供を行います。また、「石狩市WebGIS地理情報システム」を活用し、物件の場所や都市計画（用途地域、容積率、建ぺい率等）などの情報についてもホームページで公開し、具体的でわかりやすい情報提供に努めます。

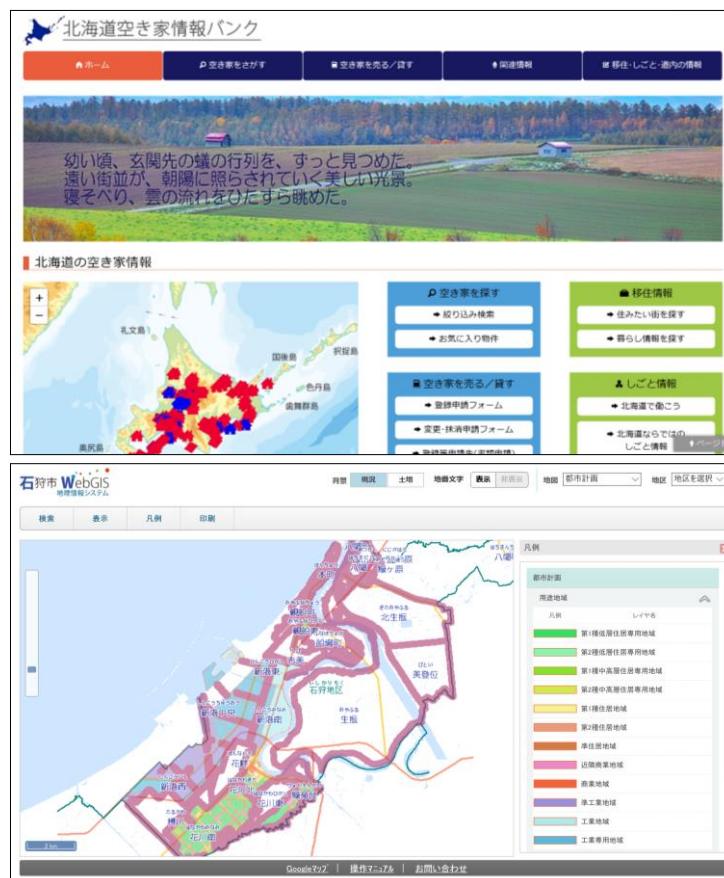


図 3-2 北海道空家情報バンク HP（左）／石狩市 WebGIS (地理情報システム)

資料：北海道建設部住宅局建築指導課（左）、石狩市 HP（右）

イ) 居住環境改善事業

居住誘導区域における居住環境の改善に向け、同区域内にある不適正管理住宅や旧耐震住宅の空家を買取し、除却や改修を行った宅地や住宅を不動産流通標準情報システムに登録の上、供給する市内の不動産会社等に対し補助を行います。

ウ) 移住定住促進関連事業【再掲】 P24

(空家活用助成、ワンストップ相談窓口の設置など)

空家や居住環境改善事業により販売された宅地や住宅を購入し居住する方に対し、補助を行います。

また、市内への移住や定住を促進するため、子育て世帯及び石狩市に転入する市内就業者については、補助を加算します。

これら、イ) 及び ウ) の事業により、空家流通を促進します。

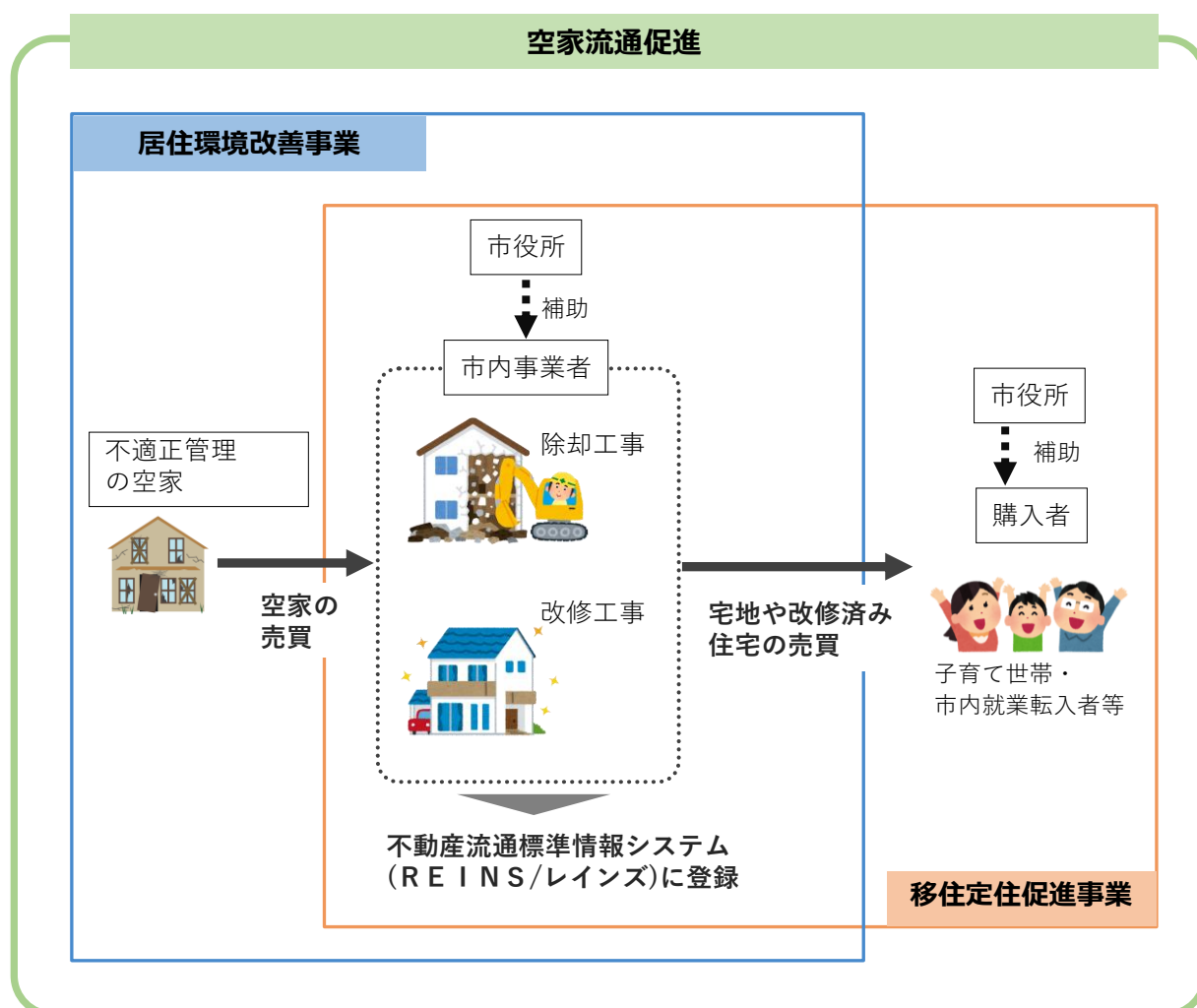


図 3-3 空家流通促進のスキーム図

【基本目標3】安全で快適に暮らせる住まい

基本方針⑤ 住宅の安全性と質の向上

住宅の安全性確保のために重要な耐震性能について、基準を満たしていない既存住宅の耐震改修を進めるための支援を行います。また、全国で頻発する地震等の災害に備え、住宅を含む被災建築物の危険度の応急的な判定体制を整えるため、建築物応急危険度判定士の育成に努めます。

長期にわたり住み続けられる住まいづくりに向けて、長期優良住宅の普及促進を図るとともに、良質で安全な既存住宅が流通し有効活用されるよう、安心R住宅の普及を進めます。

<推進施策>

ア) 耐震改修への啓発、普及、補助

昭和 56 年以前に建設された、新耐震基準を満たしていない既存住宅について、情報提供や耐震診断、耐震改修を行うための費用補助等の支援を行います。

イ) 長期優良住宅の普及促進

長期にわたり住み続けられる住まいづくりに向け、長期優良住宅の普及促進を図ります。

●長期優良住宅認定制度

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅について、その建築及び維持保全に関する計画（長期優良住宅建築等計画）を認定する制度。

認定にあたっては、長期に使用するための構造及び設備、居住環境等への配慮、住戸面積、維持保全に関する措置が講じられていることが求められています。

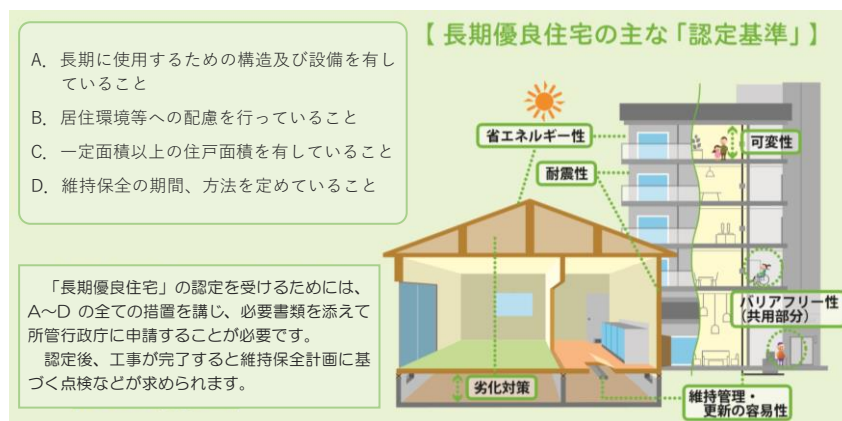


図 3-4 長期優良住宅の主な認定基準

資料：長期優良住宅認定制度の概要について[新築版]（（一社）住宅性能評価・表示協会）

ウ) 建築物応急危険度判定士の登録推進

住宅を含む被災建築物の危険度の応急的な判定体制を整えるため、講習会の情報提供により、建築物応急危険度判定士の登録推進を図ります。



エ) 安心R住宅の普及促進

良質で安全な既存住宅が流通し有効活用されるよう、国が推進する制度の普及を進めます。

●「安心R住宅」制度（国）

既存住宅の流通促進に向けて、「不安」「汚い」「わからない」といった従来における中古住宅のマイナスイメージを払拭し、「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できる環境の整備を図るための国の制度。

「安心R住宅」は、国が審査・登録した団体に所属する事業者を通じて売買することができます。

「安心R住宅」の仕組み

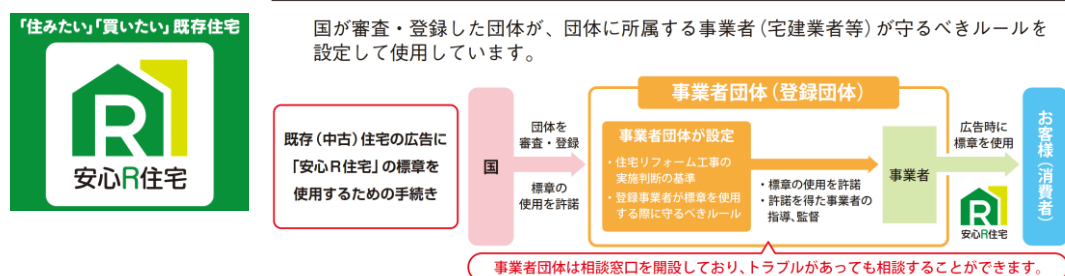


図 3-5 安心 R 住宅の仕組み

資料：既存（中古）住宅選びの「不安」を「安心」に（国土交通省）

オ) 居住環境改善事業【再掲】 P30

【基本目標４】 活力ある住関連産業

基本方針⑥ 地域を支える住生活関連産業の活性化

住宅の安全性確保や質の向上、空家の除却や活用、冬期における雪対策関連等の取組を通じ、石狩市の住生活を支える関連産業の活性化を図ります。冬期における雪対策については、住宅地に関連する消融雪機器設置費に対する貸付を継続します。

<推進施策>

ア) 耐震改修への啓発、普及、補助【再掲】 P31

イ) 長期優良住宅の普及促進【再掲】 P31

ウ) 住宅地に関連する消融雪機器設置費に対する貸付

冬期における除雪作業の負担を軽減し、生活環境の向上を支援するため、消融雪機器を設置する市民に対し、その設置に要する資金の貸付を継続します。



エ) 居住環境改善事業【再掲】 P30

オ) 移住定住促進関連事業【再掲】 P24、30

(空家活用助成、ワンストップ相談窓口の設置など)

【基本目標５】 魅力ある持続可能な住環境

基本方針⑦ 移住、定住の促進

石狩市への移住、定住を促進するため、若い世代や市外から市内に通勤する就業者、一次産業従事者など多様な層を対象に、資金面での支援や空家活用、相談対応などの取組を進めます。

一次産業従事者については、石狩市の重要な産業である漁業及び農業の持続に不可欠な担い手を確保するため、新規就業者や新規参入者への支援の一つとして、家賃に対する助成を継続します。

<推進施策>

ア) 結婚新生活支援事業【再掲】 P24

イ) 移住定住促進関連事業【再掲】 P24、30

(空家活用助成、ワンストップ相談窓口の設置など)

ウ) 農漁業担い手支援事業

農漁業が基幹産業である厚田区、浜益区において、農漁業の新規就業者や新規参入者に対する支援の一つとして、家賃に対する支援を継続します。

市内での就農を予定する農業研修生に対し、農業協同組合と連携して生活費の一部を支援する。



基本方針⑧ 地域特性を踏まえた暮らしやすい住環境の形成

石狩市の特性や今後のまちづくりの方向性を踏まえ、空家の活用等により移住・定住施策を推進し、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に定めた居住誘導区域への居住を誘導します。

また、安全で暮らしやすい住環境の形成を図るため、環境の保全及び創造に関する施策を推進し環境状況の結果を提供するとともに、地域の低炭素化、資源循環型社会への取組に努め、災害に備えて「土砂災害ハザードマップ」「石狩市地区防災ガイド」などを活用し、防災知識の向上及び意識啓発を図ります。更に、冬期に安全で快適に暮らせる住まいづくりに向けて、住宅地に関連する消融雪機器設置費に対する貸付のほか、市のホームページ等を通じ雪に関する注意喚起情報を提供します。

<推進施策>

ア) 居住誘導区域への誘導・集約

空家の活用等により移住・定住施策を推進し、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に定めた居住誘導区域への居住を誘導します。

●居住誘導区域

人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域で、市街化調整区域内に設定することはできず、災害の恐れのある区域についても、原則、設定することはできません。

●都市機能誘導区域

医療・福祉・商業・公共交通などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域で、原則、居住誘導区域内に設定することが必要です。



図 3-6 立地適正化計画制度のイメージ図

資料：国土交通省

イ) 地域環境の把握及び状況提供

安全で暮らしやすい住環境の形成を図るため、環境の保全及び創造に関する施策を推進し環境状況の結果を提供するとともに、地域の低炭素化、資源循環型社会への取組に努めます。

ウ) ハザードマップの提供、市民の防災知識の向上

全国で頻発する災害に備えて「土砂災害ハザードマップ」「石狩市地区防災ガイド」などを活用し、防災に関する情報提供及び意識啓発を図ります。

●土砂災害ハザードマップ

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあると認められた5地区（厚田、安瀬、濃屋、送毛、浜益）について、避難経路や避難場所を示したマップ。

●石狩市地区防災ガイド

災害時における自助（自分の身は自分で守る）と共助（近くの人と助け合う）を可能にするため、災害に関する知識や災害時の避難、日頃からの備え、住宅の点検等に関する情報を掲載した冊子。

ガイドの一部として、地区別の災害想定や避難所等をわかりやすくまとめた「地区防災マップ」も含まれており、印刷版のガイドは全戸配布されています。



図 3-7 石狩市土砂災害ハザードマップ（左）／石狩市地区防災ガイド（右）

資料：石狩市

エ) 住宅地に関連する消融雪機器設置費に対する貸付【再掲】 P33

オ) 屋根雪に関する注意喚起情報の提供

冬期に安全で快適に暮らせる住まいづくりに向けて、ホームページ等を通じ、屋根からの落雪について注意喚起を行う情報提供を継続します。

カ) 居住環境改善事業【再掲】 P30



5 成果指標

施策の進捗管理を行い、達成状況を把握するため、以下の成果指標を設定します。

【基本目標 1】誰もが安心して暮らせる住まい

成果指標	現状	目標値
移住定住促進事業を利用した移住者数	19 件/年 (2018 年度)	20 件/年 (2028 年度)

【基本目標 2】空家を活かした持続可能な住まい

成果指標	現状	目標値
空家率 住宅・土地統計調査	10.7% (2018 年度)	10.7% (2028 年度)

【基本目標 3】安全で快適に暮らせる住まい／【基本目標 4】活力ある住関連産業

成果指標	現状	目標値
旧耐震基準の住宅の除却件数	56 件/年 (2018 年度)	66 件/年 (2028 年度)
新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストック の比率【全国計画・北海道計画と同一】 住宅・土地統計調査	88.1% (2018 年度)	95%以上 (2028 年度)
新築住宅に対する認定長期優良住宅の割合 【全国計画と同一】	21.6% (2018 年度)	25.0% (2028 年度)

【基本目標 5】魅力ある持続可能な住環境

成果指標	現状	目標値
市内従事者数に占める市内常住者数の割合 国勢調査	45.8% (2015 年度)	50.0% (2025 年度)
石狩市に「住み続けたい」または「一時的に離れても戻ってきて住みたい」と思う市民の割合 市民意識に関するアンケート調査	67.2% (2015 年度)	約 70.0% (2028 年度)

第4章 計画の実現に向けて

1 推進体制

本計画の目標を実現していくためには、計画の策定主体である市だけではなく、住宅で暮らす市民、住生活づくりに携わる民間事業者等との協働・連携が不可欠です。本計画の目標を共有し、それぞれの役割分担のもと、相互に協働・連携しながら計画を推進していくことが必要になります。

（１）市民の役割

市民は、まちづくりの主体として、住まいや住生活に対する意識を高め、自ら住生活の安定と向上に努めるとともに、良質な住宅及び住環境の維持・改善に取り組みます。

（２）民間事業者の役割

民間事業者は、地域社会を構成する一員として、市が実施する住宅施策に積極的に協力するよう努めます。また、その事業活動を通じて良質な住宅及び住環境の維持・改善に取り組み、住関連産業の活性化を図ります。

（３）市の役割

市は、住宅・住環境が地域社会の基盤を成すものであるという観点から、まちづくりと連動しながら、安全で快適な住宅・住環境の形成及び向上に必要な住宅施策の実施に努めます。そのために、住宅・住環境整備に係る誘導、住情報の提供を図るとともに、福祉部門などとの連携を強化し、横断的なセーフティネット制度の普及を進めます。



2

計画の進行管理

本計画は、令和2年度から令和11年度の計画期間において、各施策の進行状況を確認するとともに、第3章5で示した成果指標による検証を行います。

また、石狩市の住環境を取り巻く社会情勢の動向や市民ニーズ等を考慮し、必要な見直しを行います。